

第3回山口県地震・津波防災対策検討委員会

(5) 津波等の防災対策について

平成24年11月7日(水)

1. 津波等の防災対策の取りまとめ

日本海の地震及び南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域の推計結果及び、それに伴う人的・物的等の被害想定結果を踏まえ、津波による被害を最小限に止めるための対策について検討し、取りまとめる。

2. 津波等の防災対策

2-1 これまでの津波対策

県地域防災計画における津波災害予防は「山口県地域防災計画 震災対策編」の「第2編災害予防計画 第17章津波災害予防対策」において次のとおり示している。

- ・海岸保全施設の整備等
- ・津波情報伝達体制の整備
- ・津波監視体制の整備
- ・避難体制の整備（一般住民の避難、災害時要援護者及び外来者の避難）
- ・津波防災思想の啓発（住民に対する内容、船舶に対する内容）

また、津波対策として章立はされていないが、津波の情報伝達に関して「第3編災害応急対策計画 第2章災害情報の収集・伝達計画」において伝達内容や各関係機関の伝達系統等が示し、避難に関して「第3編災害応急対策計画 第4章避難計画」において示している。

2-2 国の動き

東日本大震災を踏まえ、地震・津波被害の特徴を検証し今後の地震・津波対策の方向性を検討するため中央防災会議の下に「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門会」を設置し、平成23年9月に円滑な避難行動のための体制整備とルールづくりや津波に対する防災意識の向上など津波被害を軽減するための対策を取りまとめ、今後の地震・津波対策の方向性が示された。

提言内容の具体化するため、平成23年12月に防災基本計画の修正を行い、津波災害対策編を新設するなど地震・津波対策の抜本的強化が図られた。

- ・あるゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波想定の実施
- ・2つのレベル「最大クラスの津波」「比較的頻度の高い津波」の想定と、それらに対する住民避難を軸とした総合対策と海岸保全施設等の整備対策
- ・津波に強いまちづくり（土地利用、避難場所・避難ビル等の計画的整備）
- ・国民への防災知識の普及（強い揺れを感じた時には迅速かつ自主的に避難するこ

となどの知識の普及、防災教育の実施、津波ハザードマップの整備及び住民への周知)

- ・津波警報等の伝達及び避難体制の確保(携帯電話等多様な手段による確実な伝達、具体的かつ実践的な避難計画の策定、避難支援の行動ルール化) 等

津波等の防災対策 骨子(案)

1 津波対策の基本的な考え方

- (1) 現在の知見で考えられる、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定する。
- (2) ハードとソフトを組み合わせた総合的な防災対策の実施
次の二つのレベルの津波を想定する。
 - ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L 2 津波）
→最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に総合的な対策を講じる。
 - ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（L 1 津波）
→比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、効率的な生産拠点の確保の観点等から、海岸保全施設等の整備を進める。

2 防災意識の向上

- (1) 防災知識の普及・啓発
 - ・ 地震・津波に関する正確な知識
 - ・ 津波シミュレーション結果
 - ・ 津波警報に関する情報及び知識
- (2) 防災教育
- (3) 津波防災訓練

3 津波からの避難

- (1) 避難に対する基本的な認識と周知
 - ・ 避難方法(原則徒歩)
 - ・ 津波浸水予測図の作成
 - ・ ハザードマップの作成
 - ・ 津波避難体制（津波避難計画策定指針[県]、津波避難計画[市町]）
 - ・ 住民等の避難誘導體制
- (2) 津波情報の受伝達体制(県・市町)
 - ・ 防災行政無線（屋外拡声器・個別受信機）、防災情報システム、防災情報メール、エリアメール、J-A L E R T、衛星携帯電話
 - ・ コミュニティFM

4 津波防護施設等の整備

- ・ 海岸保全施設等の整備
- ・ 既存施設の改修、補強
- ・ 避難場所、避難経路、津波避難ビル等の指定・整備